

## 青森県青少年健全育成審議会 令和7年度第1回臨時部会 議事録

日時：令和7年6月23日（月） 18：15～20：15

場所：青森県庁西棟5階 580会議室（オンライン併催）

### （進行等要旨）

- ・開会后、次第に従い、青森県こども家庭部県民活躍推進課長 葛西より挨拶。
- ・その後、出席委員、事務局、オブザーバーの紹介と会議の成立報告（7名中6名出席）を実施。
- ・議事として、以下、本件部会の検討テーマである青少年の性的被害対策について検討・意見交換等を行った。

### （議事内容・発言要旨）

- 1 資料1に基づき、前回の検討状況等を振り返り、確認
- 2 資料2以降に基づき、検討項目に係る各委員からの所見等

#### （1）保護対象年齢

（平野委員）

- ・ポイントになるところだけかいつまんで。
- ・刑法で規定している内容というのは、あくまで個人の法益、個人の性的な自由というところを軸に作られている。それに対して、青少年保護育成条例の方は、基本的には社会的な法益で、ちょっとパターンリスティックな観点を踏まえての条例となるので、18歳ということに関しては、矛盾はないだろうというふうに考えている。
- ・そもそもの話でいくと、条例としては18歳未満で作らないとあまり意味がなくなってしまう。青少年の保護という施策を青森県としてとっている以上は、これでいくべきだろうということ。基本的には、内容的には問題なく、法益が違うという説明で問題ないと考えている。
- ・もう一つは法制審の議論の話のうち、5歳差の要件の件。前回もこういうこと（5歳差要件を設けること）をしなくてもいいだろうということで方向性は決まっていたのかなと理解している。
- ・元々法制審の議論の中でも、この5歳差要件の話は、どうしても必要だという話ではなくて、性的な自由・個人の自由というところに非常にクローズアップした形になったので、（それを担保するカウンターとして）これを付けざるを得なかったと

いう理解をしている。対等性というところを強調すると、どうしてもそうになってしまうという認識。

- ・ただ、条例の立場としては、そこ（性的自由・個人の自由を尊重する立場）ではなく、実際“こども”とひと口に言っても様々な子（判断能力等が千差万別）がいるというところを考慮すれば、ある程度、後見的な観点から5歳差の要件を付けずに一律に考えれば良いのではないかというのが、前回の話の内容と理解している。

（清水委員）

- ・見解的にはほとんど平野委員と同じ。刑法に反しているか、反していないかという点でいうと、先ほど平野委員がおっしゃられた法益の違いがあるというところに着目すれば、刑法で対象としていないところをこの条例で対象とすることは、まず許容されるだろうと思っている。
- ・前回の議論でも、16歳、17歳の子どもたちの判断能力という点からして、一旦、SNS等に流出してしまうと、もう取り返しのつかないことになる、重大なことになる、ということを認識して、の行為を行うという能力はまだちょっと十分備わっていないだろうということからすると、やはり16歳、17歳も対象にする必要はあるのではないか。

（宮崎部会長）

- ・法的な話と併せて、青少年の行動や嗜好パターン、特性等実態に即した検討ということもこの部会の中ではしていきたいと考えている。この辺は、今、資料2-1の3ページの一番下の段落のところにある「2つの視点」に基づいて、青少年の性的な行為に対する認識の発達レベル、特に16歳から18歳までの子どもたちの性的な認識の状況などについて関係委員の皆様からコメントいただきたい。

（栗林委員）

（栗林委員提供の参考資料スライドを共有しながら）

- ・18歳未満という年齢を考えるに、対人関係の未熟さということについて少し皆さんに御説明したい。
- ・（1枚目）思春期病理については、1980年代の校内暴力やいじめといった時代になると原因が見えにくくなってくる。1対1の関係などを築けない非常に未熟な方々が増えてきていて、言葉では収まりきれず、身体症状、暴力といった形でそれが表出している。最近でもリスカ（リストカット）とか、OD（オーバードーズ）とか、そういったことが頻繁に起こっているのが、この思春期の年代。
- ・（2枚目）我々が不安・葛藤というものを心の中に抱えている場合、普通は、主観体験化、つまり言葉にして愚痴をこぼしたり、時にはお酒の力を借りて誰かと共有す

ることによって和らげる。しかし、こどもの場合は身体症状化しやすいと言われて  
いる。思春期になると今度は行動化という形で現れる。自分に向けば先ほどのよう  
なリスカやODなどになり、他者に向けば家庭内暴力といった形になる。時計回り  
に回れば回るほど未熟化。

- ・（3枚目）最近多くみられる不登校について。思春期外来で不登校を主訴にしてき  
たこどもの9割方が内向的ではっきりとノーと言えない、自分の想いをなかなか表  
現できない、そういう方々が多いということが分かっている。

ABCの3者間での対人関係において、あとからやってきたCさんの言動が気にな  
ってAさんは3人の関係の中で居場所を失ってしまって、急に入れなくなる、登  
校できなくなる。これがいわゆる小学校の高学年以上の不適応型の不登校と言われ  
ている。

はっきり「ノー」と言えない対人関係を持つというのは性格傾向なので、簡単に治  
るということは難しい。このような人たちは、こういった対人関係に巻き込まれて、  
対応などができなくなってしまう。

- ・（4枚目）更に未熟になると、二者関係（母子関係、親子関係など）でも対人関係に  
おいても問題が起きることが多い。これは、AさんがBさんを独占していたいとい  
う、子どもが親を独占していたいという気持ちと全く同じで、ともすれば脅迫をす  
るような感じになってしまう。こういうのが1980年代からの未熟に端を発する行  
動としてとても多い。Aさんのような人はいわゆるリストカットやオーバードーズ  
を頻回に繰り返すといった状態に陥りやすい。
- ・（5枚目）こういう人の存在は、周りに大きな影響が生じる。このAさんに振り回さ  
れるタイプの人というのは、先ほどの不登校の代表であるような、はっきり「ノー」  
と言えないような人たち。Aさんは疲れずに周囲の人たちが疲れているという状況  
がある。
- ・（6枚目）Aさんは、非常に情緒的に不安定で自分で自分のコントロールを上手く  
できないので、Xさんという、情緒を安定させてくれるような自分が必ず必要にな  
る。それが治療者であったりもするが、ネット上では非常に危うい。ひところ、（ネッ  
ト上で声掛けをしての）練炭自殺などがあったかと思うが、情緒安定をさせてくれ  
る人が危うい方向に導く人だったりすることの危険性は良く考慮しなければなら  
ないところ。今現在、ネット上でいろいろなことが起こっているのは、こういった  
Aさんに対して、Xさんのような情緒を安定させる力がある人と接触することが発  
端になっているように感じる。もし、XさんがAさんに対していろんな下心がある  
場合、何か指示的な、命令的な話をされてしまうとAさんはXさんの言いなりにな  
ってしまう。Aさんがあまりにも激しい自傷行為をする場合はXさんも振り回さ  
れるという事態も想定されるが、大体の場合XさんはAさんから離れてしまい、結  
果Aさんは取り残されているような意味で傷つくという状況に追い込まれてしまう。

- ・（7枚目）今回、配付資料のうち、令和7年3月の青少年の意識に関する調査の結果に注目した。特に93ページから97ページのインターネットで知り合った人との関係について見たところ、インターネットで知り合った人と実際に会うという人が思った以上にいる。小学生で2.6%、中学生6.0%、高校生になると11.1%。これは、結構多いなと個人的には感じている。
- ・（8枚目）そして、インターネットで知り合った人への個人情報の送信という設問についても、頼まれて送信したことがある高校生6.4%、頼まれて送信はしたことがないが12.6%。すなわち19%の高校生がそういうことを頼まれている。  
そうすると、先ほどのようにはっきりと「ノー」と言えないような対人関係を持つ人たちは、多分断わりきれないということが考えられる。
- ・（9枚目）同じ設問を男女で分けて見ると、送信したことがある高校生女子6.8%、送信したことがないが17.2%。頼まれるというのが、20%を超えている。男子の方も頼まれているが、やはり女子の方が多い。
- ・（10枚目）これは、2月にも示した、ライフコースと関連する法律の表。今回の調査は高校2年生に行っている。16歳、17歳というわけで、保護するという面で見たら、やはり高校生の年代、18歳までは青少年ということで守ることを検討するべきではないかと考えている。

（宮崎部会長）

- ・今検討している事案は、インターネットの利用と深く関わっているということで、スマホ、パソコンなどの使い方、あるいはSNSとの接し方、利用の仕方などの傾向について詳しい本田委員からお話いただきたい。

（本田委員）

- ・ネットの関係、ここ半年ぐらいのトピックとしてはAIの発展があまりにも早すぎるというところ。ふり返って今日のテーマ関連の話をすると、AIが作った写真や動画が、少し前までは見分けがついたが、最近は、何回再生しても見分けがつかないというレベルに達している。SNSにあげた写真や、卒業アルバムの写真などを使って、児童ポルノやディープフェイクといったものを誰でも簡単かつ見分けがつかない精度でつくれてしまう状態になってきているというのは、危機感としてある。また、例えば、ネット上で出会った人と実際に会う時、まず、実際にビデオ通話して、どんな人か確認するというのは、自衛手段としてやるケースもあるかもしれないが、今やリアルタイムで自分の顔を加工できてしまう時代なので、40歳の人が20歳ぐらいの顔になって喋ることもできる状態。つまり、なりすましなどもかなり高度化してきていて、単純に見ても分からないという状態。個人の自衛という面はもはや限界がきているなというところは感想としてある。

- ・ペアレンタルコントロール、フィルタリングなどの関連でお話すると、配付いただいている参考資料1（令和6年度青少年のインターネット利用環境実態調査の概要版）の例えば、11ページ、契約していないスマートフォンについての言及があり、注目すべき点と考えている。いわゆるおさがりスマホであるが、6割というのは割合としては大きい。ショップで契約をすると、フィルタリングをかけなければ契約できないが、おさがりスマホはその辺り無法地帯になりがち。  
親が把握していればいいと思うものの、この管理は結構難しい。親が知らないところでこどもが自由に使ってしまうパターンが少なくない。また、ショップで買い与えたスマホでもフィルタリングがかかっているから、と安心し、もう一台持っているフィルタリングの掛かっていないおさがりスマホにまで目が行き届かないケースもある。
- ・今は家庭でもどんどんネットにつながるデバイスが増えていっているため、それを一つ一つ管理していかなきゃいけない、管理しようにもそれが非常に複雑化している、という状態。例えば、今話題の任天堂スイッチ2、この端末にはゲームチャット機能が付いているので、スマホの方でSNS機能などの制限をしていたとしても、スイッチの方でコミュニケーションできてしまったりする（ためそういった細かい目配りが必要なので）親としては、保守管理が非常に大変。  
1年経ったら、こどもは1歳年とるので、また年齢に合わせて調整してあげないとダメということも注意が必要。
- ・啓発教育の場面では自分で考えさせる力を付けることが必要、とよく言われる。それはそれで大事だが、人の認知というのは人によって千差万別で、モラル感や倫理観など、考えさせるという形で預けてしまうことはあまりよくないと思っている。
- ・フィルタリングや、ペアレンタルコントロールというのは、現状、保護者や家庭の管理能力、ITリテラシーに過度に依存しているという形になっていて、それが、年々難易度が非常に上がっている。個人の環境や努力に依存するよりはやはり、地域全体とか法律（や条例）で、守ってあげる範囲を広げていけたらいいのかなというふうに感じている。

（羽渕委員）

- ・実は今まさに国際性の健康学会というところに報告、帰国してきたばかりで、ずっと性のことを考えているという状況。
- ・まず、この（未成年の）性的同意能力、性交同意能力が未熟であるかどうかというのは、心理学や精神医学の先生にお任せするとして、WHOは、基本的に性的同意能力、性交同意能力に関して、包括的性教育というのをやるように世界中に求めている。  
この包括的性教育というのは、基本5歳からと言われているが、日本で5歳から

やっているわけもなく、正直申し上げて、性教育の現場では、日本は先進国の中ではかなり遅れをとっている状況。なので、未熟かどうかということは（自分の専門分野では）分からないものの、彼らに性の正しい知識があるかないかという観点からいえば「ない」可能性も高いということが言えると思う。

- ・ 7月に青少年の性行動全国調査の成果（『「若者の性」白書』）が発行されるが、こちらの委員もやっているの、簡単に情報提供をすると、性に関心を持たない高校生、特に女子は増えている。性に関心を持たないということは、当然、情報についても興味がないということ。性に関心を持たずに、性交しないのはあたりまえだが、関心がないのに性交する高校生というのが、増えてきていて、問題だとされている。「私はセックスをしたい」ということを当人同士で確認できればいいが、性に関心を持たないということは、情報も持っていないということであり、その確認以前の問題である。

特に問題は、高校生女子で性に関心がなく性交する女子高生というのがいること（全体の5%、1990年代までは1%未満）である。未熟かどうかというよりも、情報をきちんと持っていない高校生が多いため、この18歳未満の若者に関して保護すべきと考える。

（平野委員）

- ・ 今、羽渕委員からお話があったところの情報とか知識みたいなのところも踏まえて考えるとすれば、やはり18歳未満というところを保護の対象にすることは、むしろやらないとまずいだろうという認識を新たにした。前回の話の流れと同じになるが、その方向での条例を作るところは必要かなと感じた。

（清水委員）

- ・ 私も同じく、16歳、17歳、この子たちを保護する必要性は高いんだなというのを改めて認識したところ。
- ・ 話がずれてしまうかもしれないが、本田委員がおっしゃった生成AIの問題も非常に興味深く聞いた。これもいずれは規制とか、対象にしなければいけないことにもなりかねないのかなと思っている。

（宮崎部会長）

- ・ 検討課題の1の対象年齢の部分については、本県の条例においては、一律18歳未満の青少年も保護対象とするということでまとめた。

## (2) 規制対象行為

(平野委員)

- ・「条例改正に向けた刑法上の論点(2)(修正版)」と書かれている資料2ページを御覧いただきたい。
- ・まず、面会要求行為に関して。当該資料の2ページと資料2-1の5ページ「参考3」というところと併せて見ていただきたい。面会要求行為について、広島県の条例改正の素案の中で、検察意見が出ているため、それをどういうふうに考えるかというところが1つある。
- ・私の方で作成した資料の2ページに解説を記しているが、広島地検が考えているのは、面会要求、面会が不同意わいせつ等の予備罪的位置づけというふうに捉えて、その上で不同意わいせつの未遂、既遂というふうに(時間の経過と行為の連続性があるというふうに)考えているというところ。淫行の準備行為である面会要求行為、面会そのものを規制すると、淫行の未遂行為のところを処罰する条文がないんじゃないかというところがネックで、未遂がないのにその準備行為まで処罰していいのか、みたいな話が元々の出発点かなと思う。
- ・今回、これに係る規制条文をもし作るとすれば、広島と同じように「淫行未遂」のような規定を設けるとするのが1つの考え方。ただ、(この淫行未遂が)面会要求を含み得るかということ、たたき台的に作っていただいているところでいけば、勧誘とか強要という行為がある程度規定されているので、(面会要求行為まで含めるという整理は)ちょっと広くなりすぎるかもしれないというのが、条文の作りでは気になっているところ。
- ・ただ、今回の改正の趣旨は性被害に遭わない環境を作ることなので、個人的には、今たたき台的に作っていただいている内容を淫行未遂にあたるものとして、この構成要件で作って良いのではないかというふうに考えている。
- ・そして、2つ目。該当資料3ページの自撮り要求行為に関して。前回(の部会の際)、特別法との関係について書けなかった(資料に記述できなかった)ので、それをまとめたものが(1)の特別法との関係のところ。  
規制対象、映像の定義に係るところは、児童ポルノ禁止法と言われている法律の方が、社会的な法益を対象としている法律という意味では参考になるので、こちらを参考にして作るのが良いだろうと考えている。
- ・行為態様については、刑法と違うところが、「困惑させる」という言葉が入っている点。刑法では「誘惑」という言葉を使っている。威迫や欺きというのは行為者がやっていることだが、「困惑させる」は被害者側の事情になってくるので、凄く広い概念になり得る可能性があるというのが気になっている。ここをどう考えるかというところは、ひとつポイントになると思っていて、他の行為態様は刑法の行為態様と比較した時に同じものなので、そんなに問題ないだろうと思われるが、この辺だけが

ちょっと引っ掛かっている。

構成要件の内容は、他のところ（都道府県）でもある程度条例化されている部分なので、そこを参考にして作っていただければいいかなと。条例の場合は、最後に「不明確で曖昧だから憲法に違反している」と言われるのが一番怖いので、そこを避けたいというのが本音としてある。

そうすると、条文の中身は、他県で使っているものを使いながら、作っていただければ、そんなに苦しいことはないかなと思っている。

（清水委員）

- ・まず、この面会要求そのものは、やっぱり規制する必要があるんだろうなと思っていて、今回、条例改正するのであれば、規制対象として盛り込めればと思う。
- ・その上で、広島の記事が参考になるということで、私の方でもいろいろ考えてみたが、果たして本当にダメなのか、よく分からなかった。本当に検察庁の言うことがそうなのかな？と思わないこともないが、ただ、これは、広島の検察庁の回答というよりは、検察庁全体の回答だろうと思われるので、それはやはり参考にしなければいけないだろうというのがある。

結論としては、実際に先行している広島の例に倣ってやるというのが、一番穏当で、無難なのではないかと思っている。

（宮崎部会長）

- ・自画撮り行為の方は、概ね、後ろの資料（資料2－4－2）で分かるかと思うが、ほぼ8割、9割の県が同じように、定義も含めて設定済み。構成要件の方は、先ほど平野委員からあった困惑というところを検討しなければいけないところはあるが、全国的に統一の方向にはある、
- ・面会要求というのは、刑法の言い方で、条例では、淫行の勧誘等、勧誘及び強要、という形に広島の条例では落ち着いたということ。
- ・自画撮りは、いち早く東京都から始まって、今回の刑法改正よりも先に広がって出てきているのに対して、面会要求の方は、広島がほぼ最初のように、青森も改正されれば広島に並んで全国でも早い条例になるのだろうか。

（平野委員）

- ・中身としては、広島の最終案、改正案と同じものを想定している。言葉として、面会要求というと、概念的には（淫行既遂からみて）遠いかなと思っていて。（面会要求より）淫行に近いところで勧誘したり、誘うような行為をとにかく規制するという意味でいくと、同じ方向だと思っている。
- ここをどうするかが、今までの中で一番、（時間を）かけなければいけないところと

思っているので、もし進行するなら（面会要求と自画撮りは）両方分けてやっていただいた方がいいかもしれない。

- ・自画撮りはある程度方向性は決まっていて、内容に関しても行為態様（困惑）のところをどうするかということだけなので、そこはオッケーだと思う。

一方、淫行未遂の部分、淫行の勧誘の禁止という言葉を使って広島は規制しているわけだが、（自分としては）その方向で行けるなら行った方がいいと思っている。

元々は面会要求という言葉だが、そこを含み得るような言葉として「淫行の勧誘禁止」という言葉で、ある程度フォローできるのでは。

- ・今回の刑法改正の中で、1つ今までと違うなと思っているところは、性的な被害に遭わない環境を作るという、刑法が今まであまりやったことがない（社会法益的な）範囲のところにひとつ踏み込んできたこと。その趣旨を踏まえれば、これを条例でも別に作ってやっていくべきだと思う。
- ・私も、清水委員がおっしゃったように、これ（検察庁意見への対応）は、別になくてもいいのではないか、広島地検の話への対応は別のロジックでいくらでも組み立てられるんじゃないかなとも考えたが、さすがに検察庁全部を敵に回して新しい条文を作るのはちょっと危ないなと思った。広島の淫行勧誘禁止みたいな話であれば、枠組みとしては今まで認められているし、行為態様もはっきりしているので、刑法改正の趣旨から考えても、青森としては、ちゃんと淫行の勧誘を禁止して、青少年がそういう犯罪に遭わないように守っていきますという声明的にはいいのかなと受け止めている。

（清水委員）

- ・異論なし。

（宮崎部会長）

- ・面会要求という文言だと、刑法の規定も「わいせつの目的で」という、非常に主観的で立証が難しい要件を付す形になってしまうので、本部会としては、そこは（淫行の勧誘又は強要という言葉を採用することで明確化すると合意したということ）でよろしいか。そうすると、面会要求行為の方は名称が変わって、淫行等の勧誘、強要等の行為の禁止という表記にしてはどうかということでもとめたい。
- ・自画撮り要求行為の方は、先ほど平野委員からあったように、対象となる映像の定義について、児童ポルノ禁止法の規定を引き写すのが最もいいだろうと。行為態様について、「困惑させる」という、被害者側の状況というものが、この構成要件に入っているところは、これでいいかどうかというのは残るところ。

(清水委員)

- ・事実認定の場面では、どちらの表現でもそれほど大きな違いはないような気がする。

(宮崎部会長)

- ・威迫、欺き、利益供与など他の類型でカバーできれば適用されるということなのだろうけども。

(清水委員)

- ・それは、他県の条例の表現と平仄をあわせるということでもいいでしょうし、「誘惑させ」という形でもいいのではないかと思う。

(平野委員)

- ・特に反対とか、こっちが良いという話ではなくて、結局、他の県が使っているので、それで十分いけるだろうという感触はある。ただ、何故刑法がこれを使っていないんだろうと思ったのがある。
- ・(法制審議会の) 議事録を確認する時間がなくて、確認はしていない状況であるが、何故他の条例はやっているのに、刑法改正の場面だけ「誘惑」が出てきたのかなというのがある。他は行為態様が明確なのに、ここだけ明確じゃない。県警が出してくれた事例検討(資料3-3)という資料にも出てくるが、行為態様(だけ)で(適用して)いくと、結構シビアになるので、摘発すべきなのではと思うようなものが摘発対象にならないケースが発生する。だがここで、「困惑」があると結構広く解釈できる。範囲としては広く対応ができるプラスの面と、あとはそれを実際の現場の方がどういうふうに使っていくかという(拡大解釈、濫用の可能性の)問題とがあると思っているが、その辺のところは、他の県でも同じように使っているので問題はないだろうと思う。
- ・ただ、困惑させる手段は関係なく、相手が困惑してくれればそれで使えるところなので、行為態様の縛りが無い分広くなる。そうすると、結構な範囲が処罰範囲に入ってくるのではないかなというのが感触的にあったので、ちょっとだけ問題提起させていただいた。これを強固に主張するわけではなく、他の県がやっているのものでそれでいけるかなと思っていて、そのくらいの感触で見いただければ。

(羽渕委員)

- ・法律のことは全く詳しくないが、この案で私はよろしいのではないかと考えている。というのも、威迫、欺きは加害者側が主体の文言だが、被害者を主体に考えた際の文言が入っているということは重要だと思う。
- 性に関しての様々な問題というのは、やはり被害者側の訴えというものを重要視す

る必要があるだろうと、性科学や社会学の分野では考えるため、この他の都道府県の条例と同じにしてよろしいのではないかと考える。

(栗林委員)

- ・特になし。

(宮崎部会長)

- ・面会要求行為の方は、淫行等の勧誘・強要の禁止という形で、広島に近いものということで。それから自画撮り行為の方は、他の多くの県が制定しているのに倣って。また、困惑という表記もこれでいいのではないかということ。検討課題の2については以上でまとめたい。

### (3) 罰則

(事務局)

- ・資料2-4-1、都道府県の条例で非行助長行為の禁止というタイトルで面会要求行為を実質的に規制している県の罰則の設定状況になっている。淫行わいせつ行為に対する罰則欄をご覧ください。ここがやはり一番重い罰則が適用されている。これと比較すると、左側の非行助長行為の罰則は、淫行わいせつ行為に次いで重い罰則が設定されていて、大体、淫行わいせつ行為の概ね半分の罰則がついている。
- ・本県は、淫行わいせつ行為は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金。この次は、6月以下の拘禁刑、又は30万円以下の罰金。  
本県の条例、この既存の罰則の体系を使うとした場合、他県の罰則と比較した時はどうなのかとか、非行助長行為に対する罰則としてうちの県の罰則は適当なのかといったチェックの必要があるかと考えている。
- ・次に資料2-4-2、こちらは前回の会議でも共有した自画撮り要求行為に関する規定の状況。今年の3月に愛知県の方で条例改正を行ったので、この規制を制定しているのは、現在は41都道府県。
- ・罰則は、30万円以下の罰金が殆ど。刑法では、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金とされており、面会要求行為と同じ量刑。殆どの都道府県は令和5年の刑法の改正前に設定しているという経緯はあるものの、他県とのバランスを考えれば、本県としてどういった罰則が必要なのか、適当なのかということをもう少し詳しく検討を行う必要があるのではないかと考えている。

(平野委員)

- ・私の方で作成した資料(「条例改正に向けた刑法上の論点(2)(修正案)」)の2ページに罰則(法定刑)関係をまとめたものがあるので、そちらを御覧いただきながら

聴いていただければ。

刑法は個人の法益を保護するという観点なので、今ここで議論している青少年保護育成条例の保護法益の観点はちょっと違っている。そこを考えると、刑法とのバランスはそこまで考慮しなくていいかなと思う。勿論、刑法が新たにできたからそこから新たに考えましょうというのもありだと思うが、かといって青森県だけが突出して罰則を重くするというのもバランスが悪い。もう少し本音を言うと、そもそも法律で何とかしてくれよというのがあり、本来的には条例を作る話ではないのかなと思っているところがある。そのバランスを考えると、刑法準拠にすると他県とあまりにもバランスが悪いとされていて、自画撮り要求に関しては罰金のみ（他県と同程度）というのでもやむを得ないのではないかというふうに思っている。

勿論、法定刑引き上げるということも、拘禁刑を付けるということも県の独自の判断としてありかなとは思いますが、他の県とのバランスは考えてもいいかなと。

- ・それから、もう1個の非行助長行為の禁止という、新しく作る場所に関して。青森県の条例自体が淫行の2年が一番重くて、次が6月になっているということのようなので、そこでのバランスで考えると、それ（6月・30万円）でも構わないものとする。
- ・あとは、もし、これはやっぱり特に重く考えるべきだということであれば、1年というの（を新設するの）も、1つあり得る。他の県とのバランスにもかなうもの。ただ、そうすると、条例の中で今までにない罰則を作ることになるので、それなりの説得は必要になるかもしれない。そこは事務局の感触をお伺いしたいところ。県として、そこは青少年を守るために重く処罰するんだよ、というメッセージを込めるのであれば、重くするというのも、挑戦的、チャレンジングかもしれないものの、ありかなというふうには思う。

（清水委員）

- ・自画撮り要求の方は、私は他県が拘禁刑がない中で拘禁刑をつけるにはちょっと勇気がいると考える。当県で非常に被害が増大していて厳しく取り締まる必要があるということであれば、有期刑があればよいのかもしれないが、現時点では罰金刑の形がいいのかなと。
- ・勧誘等の禁止の方は「淫行又はわいせつ行為を行うよう勧誘し、又は強要してはならない。」これに反した場合が6月・30万円となっている。類似の条項としては、条例の第22条第2項（何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を教え、又は見せてはならない。＝6月・30万円）があり、これと同列の刑罰がいいと思う。もう少し厳しくするというのであれば、それ（条例第22条第2項）も併せて厳罰化した方がいいのかなという感覚。

(羽渕委員)

- ・すみません、素人なので分からないものの、資料を見る分にはこれでいいのかなというふうに考えている。つまり、他の都道府県の体制を見て、そして本県の条例第22条(第2項)の類似のものと併せて考えると、平野委員の案がよろしいのでは。

(栗林委員)

- ・罰則がないというのはよくないので、程度は別として、罰則は設けるべきだと思う。

(本田委員)

- ・同じく罰則はあった方がよい。

(宮崎部会長)

- ・自画撮り要求行為の方は、県によって違いがあるのは適正さを欠くというところもあるので、30万円ではよいのでは。
- ・それから、もう1つ、淫行等勧誘等の禁止の方は、広島をモデルとするならば、同じような形でいいのではないかということによろしいか。

(5分休憩)

(4) 改正条文案(事例検討を行いながら)

(宮崎部会長)

- ・資料としては、資料3-1という縦書きのもの、これを脇において見ながら、資料3-3という事例検討の資料を中心に進めていきたい。

(青森県警察本部)

- ・事例は4つ。
- ・1件目の事例が典型的なパターン、事例の2の方が、各行為態様の検討用。先ほど、平野委員からも出ていたが「困惑」がいろいろな内容が入ってくることや、それこそ威迫して困惑するという(態様が混じった)パターンも考えられるため、非常に複雑になるなと感じている。条例の文言を整理するにあたってはこの議論は必要。
- ・事例3と事例4は考える人によって結論が分かれるんじゃないかという事例。事例4に関しては、特に難しいところもあって、こういった場合も検討する必要があるだろうということで資料に入れさせていただいた。

(宮崎部会長)

- ・これらの事例も見ながら、文案の検討を行いたい。
- ・A案とB案の構成の違い。

A案では第22条の3で、何人も青少年に対して次に掲げる行為をしてはならないという形で、拒まれたのにもかかわらず、しつこくまた要求するというのが第一号。第二号の方に先ほどの威迫、欺き、困惑、対償、供与というような形態があって、それぞれについての罰則は、30条の第三号のところで30万円以下の罰金に処するというふうに規定。

B案は、「何人も青少年に対し、自画撮り要求をしてはならない」ということで、一般的に提供を求めてはならないとにした上で、罰則の第30条の第3項の中で、次に掲げる行為になった場合は…と要件を付与して罰則があり、30万円以下の罰金に処することとなっている。要件自体はA案と同じ。

- ・自画撮り要求行為全般を禁じた上で、処罰対象となる行為の基準を罰則の中に対応する形で規定するB案がいいのか、それともA案のように基準を先に示し、罰則は別に規定する、という二通りの案がある。

他県との比較をしてみると（資料2-4-2）B案タイプが27自治体、A案タイプが14自治体というふうに分かれている。

（平野委員）

- ・私が今日何度か説明に使用している資料（「条例改正に向けた刑法上の論点（2）（修正版）」）の2ページの条文の構成というところを御覧いただきたい。

今、議長の方から御説明があったとおり、最終的な罰則が適用される範囲はAとBで変わらない。違いがあるとすると、A案であれば、書いてある特定の自画撮り要求行為が違法とされて処罰される。書いてある条文のところにいけば、ここに書いてある態様の行為だけはしてはいけない。それを処罰するという形。B案の方は、そもそも全面的に提供を求める行為はしちゃダメです、それは違法です、と規定している。だけど、罰則が適用されるのはこういう場合だけですよというふうに分けて書く形の作りになっている。

- ・これは、どういう問題があるかなというところだが、結局、条文の中にどこまでメッセージを込めるかというところだと思う。県のメッセージとして、自画撮り要求行為は、全面的にダメです、そんなことをしちゃいけませんよ、というメッセージを込めるのであれば、B案のように自画撮り要求全般を一旦禁止する。ただ、自画撮り要求の中の特別な態様のものは罰則適用しますというふうなつくりにするべき。あくまで謙抑的に、ということであればA案の様に悪質な行為を限定し、処罰行為だけを書く、というメッセージの込め方かなというふうに、と思う。

（条例内の）他の条文の作り方とのバランス等もあると思うので、ここは立法技術の問題で、あまり学者が踏み込んでいいところではないような気もしているところはあるが、県としては自画撮り要求行為なんかしちゃいけないんだということを明言しておいて、その代わり、何でもかんでも処罰するわけじゃない、処罰は限定的

にしますよ、という書き方の方がメッセージは込められるかなというふうに考えている。

(清水委員)

- ・私も平野委員と意見は一緒。

見慣れている法令（のつくり）としては、A案。B案は、初め見た時違和感がしていたということと、人の自由を制限するのは、必要最小限でやるべきであるという法令の基本的なことからすると、A案になっていくのだが…。

- ・B案の良いところは、平野委員がおっしゃるとおり、自画撮り要求行為は禁止なんですということを広くポンと出せるところ。自画撮り要求行為は、やはり禁止すべきだろうと。あとは、他県でもこういうような作りの条例があるので、B案でもよろしいのかなと思っている。

(宮崎部会長)

- ・行政実務の面から、県警から何かコメントいただければ。

(青森県警察本部)

- ・A案、B案共にメリット、デメリットはあるが、結論から申し上げますと、警察としては、どちらでも構わない。
- ・あえて言うのであれば、B案の方が分かりやすい。やはり法律は難しいというのがあって、広報するに当たっては、分かりやすい内容の方がいいのかなと思っている。

(宮崎部会長)

- ・分かりやすさという面は重要。私は、児童虐待防止法を見る機会が多いが、この法律は、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。」とあって、接近命令に反して保護者が接近すると罰則があるのは、B案に似た形だと思う。B案を支持する意見が多いが。

(栗林委員)

- ・私も児童虐待と同じように分かりやすく、B案がよいと思った。

(本田委員)

- ・県民に普及浸透しやすいという点からいっても、人に伝わりやすい条文というのは非常にいいのかなということで、個人的にはB案を考えていた。

(宮崎部会長)

- ・それでは、条文の書きぶりについてはB案がいいのではないかとということで整理したい。罰則の重さについても、原案の量刑ということで、この部会の結論にしたい。
- ・その他として、フィルタリングの書面義務化というトピックが1つあったが、これは、前回、審議いただいたように、既に現場で説明がされており、書面交付も全国的に実施されているということで、このフィルタリングの普及については、保護者への意識啓発とか、広報活動とか、そういったところに力点を置いてやっていくということで議論いただいたところ。これでよろしいか。

(異議なし、の声)

- ・あと、検討課題というものではないが、18歳成年になった民法の絡みで改正すべきところが残っているので、それも今回の改正作業に合わせて改正するという形になるかと。
- ・自画撮り要求行為の中で行為態様の困惑というものについて、被害者側の状態を意味するものとして、態様に含めていくことでよいか。

(異議なし、の声)

- ・これに関連して、検討事例の4を御覧いただきたい。こちら、やや判断が難しい事例かと思うので、少し議論できれば。この事例で困惑という類型に当たるかどうかということで。

(羽渕委員)

- ・素人から見ると、これは、困惑の何物でもないと思う。

(平野委員)

- ・このケースは、行為態様の部分でいくと、威迫とかそういうのは全然入っていないので、行為だけでは適用できないもの。ただ、さっき、私が気になったというのは、逆にいうとこういうケースが出てきた時に行為じゃなくて、相手方の状態で適用できる可能性があるので、困惑という言葉が重要になってくると考えている。
- ・このケース、困惑はしているはず。しかし、好意を利用して、みたいなところは条件には入っていないので、適用できない。困惑はしていて、それを利用する意思も持っているから、普通に考えれば悪意はあるとみられるケース。好意を利用して、と考えているということは、相手が送ってくれることを期待しているようなことも含めて。つまり、こういうのはどうなの？ということかと思う（一般人の感覚として）。よく分からないけど、でも少なくとも相手が困惑した状態にはなっていると

は思われるので、かなり広い範囲で「困惑」は使える。使えるという言い方は語弊があるかもしれないが。

- ・謙抑的にいくのであれば、行為態様（だけ）でやるべきものなのであろうが、18歳未満の青少年の保護という観点、まだいろんなことに判断がうまくつかない青少年を守ろうとするのであれば、条文に困惑が入ってもおかしくないかなというふうには思っていて、それがどこまで広く適用できるかというところが、気になったところ。
- ・一方で刑法の任務としては、行為態様を明確にして、とにかく処罰範囲をクリアにしなければいけない、でも条例のメインは、青少年の保護というところでいけば、ある程度の幅は持っていて良いと思われるし、少なくとも判例上、これが問題になったケースがなさそうなので、困惑でいけるかなというふうに思っている。

（清水委員）

- ・行為態様のみとして、これを、例えば、この件を自分が弁護人として受けていて、本人が否認していれば、弁護方針としても否認でいきましょう、という対応になるかと思う。あくまで、弁護側の観点からだが、自分も好意をもっていたんだ、といったことが言えてしまうので。
- ・これだけの情報だと、「困惑させ」には当たらないんじゃないかなと。

（宮崎部会長）

- ・これに、利益供与的な何か、「今度会ってあげるから」とか、そういうのがまた入ってきたりとかすると、また違ってくるのだらうけれども、そういうのもない。

（清水委員）

- ・あとは、甲さんの友人との面談で、こんな好意を持っているみたいだから、それを利用して動画を送って、そういうような証拠とかがあればよいかもしれないが、この事情（情報）だけからすると、何か困惑させたということは、立証できないんじゃないかなと思って。
- ・（刑法同様）誘惑し、という要件だとしても、この文言（情報）から誘惑したというのも行けないのかなと。実際これを処罰するのは非常に難しいと思う。

（宮崎部会長）

- ・これは、ズバリそのものじゃなくても、実際にあった事例から作ってみたものか？

（青森県警察本部）

- ・はい。相手方に好意を抱いてのということは実際よくある事例。全部が威迫だとか、

欺き、利益供与に収まるものではなくて、普通にネットで知り合って、よく話を聞いてくれる、よく相手をしてくれるということで好意を持ってしまう。青少年は、やはり未成熟なので。

- ・さきほど栗林委員がおっしゃったとおり、そこに依存するというか、そこに支えを見出してしまって、それが好意に変わる。好きだから、好かれないからということで、まさに事例4のとおり。最後に、甲の気を引くためにと書いたが、どうしても相手のことが好きになると、相手の求めることをしてあげたい、というのが出てくる。まさに自分のことを考えないでやってしまう。そういう事例が多かったので、いろいろ合わせて作成した事例。100%のものではないが、これと似たような事案というのは実際ある。

(羽渕委員)

- ・弁護士の先生からいうと、これはちょっと難しいというところなんだろうと思うが、やはり性犯罪的なものというのは恋愛関係といった親密な人間関係の中で起こるもの。仮に恋愛関係の中にあつたとしても、やはり「暴力はダメなんだ」ということを明らかにする必要がある。
- ・裁判などで、結果、無罪になってしまったとしても、「困惑」という文言を入れておいて、被害者の訴えに寄り添う、そしてどんなに親密な人間関係の中でも犯罪的な行為、暴力はいけないんだというメッセージは必要だというふうに考えており、検討事例4に関しては、(素人の意見ではあるが) 困惑に値すると認識している。

(宮崎部会長)

- ・適用されないケースもあるかもしれないが、起訴されるかどうかは別として、取り調べなどによる抑制効果というのが働くというようなことはあると思う。

(5) その他

(宮崎部会長)

- ・今日の検討すべき議題は以上だが、委員の皆様方から何か他に御意見等ないか。

(平野委員)

- ・罰則のところは、ある程度、他の県とかの状況を踏まえて決めたと思うが、今後、見直しの必要性が出てくる可能性があると思う。法定刑が変わることで、他県の動きというのが出てくるかもしれないので、改正等内容は今後もフォローし、もし、他県でも罰則が上がっていく方向があるのであれば、本県もそれに対応していけるような形がいいのかなと思う。
- あまり固定化してしまうと、また青森県が他県の動きに取り残されてしまうので、

他県の様子等も情報収集しながら、刑法改正等も踏まえて対応していく必要があると思う。その辺、敏感に対応をお願いしたい。

(宮崎部会長)

- ・先ほど、本田委員からもあったように、この分野はどんどん変わっていくこともあり、また制度の方も平野委員の言うとおりに追いついていかなければならないということはあると思う。その辺は対応していったほしい。

(6) 閉会

- ・その他、意見質問等はなかった。
- ・今日の議事について、特に各委員から公開を控えて欲しいということがなければ、事務局の方で議事録を作成して、それを公開する手続きを進める。

(閉会) - 以上 -